

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成30年9月10日（平成30年（行情）諮問第392号）

答申日：平成30年11月29日（平成30年度（行情）答申第333号）

事件名：「退職者一覧（特定年度）」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『退職者一覧』（特定年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月10日付け20170111特許3により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 行政文書不開示決定通知書（20170111特許3，平成29年2月10日付け，以下「通知書」という。）の不開示とした行政文書の名称等は、「退職者一覧（特定年度）」であり、不開示とした理由は、「～又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。（法5条1号）」とある。
- (2) 「特定の個人を識別することができない」のに、どうして「個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する」のか、抽象的で具体性に乏しい。
- (3) 「特定の個人を識別することができない」のであれば、開示請求に係るその部分だけでも開示すべきである。
- (4) 請求人は、開示請求書に「（本人を特定できる退職手当金額以外の情報は必要なし。）」と記載しており、法に基づく他省庁における同様の開示決定は、特定の個人を識別することができる情報は黒塗りし、「退職手当の発令額や支給額」は開示している。
- (5) 同じ法に基づく開示請求の解釈が、省庁により抽象的で具体性に乏しい理由で非開示とされるのは、不当処分といわざるを得ない。

よって、不開示決定処分は不当であり、開示請求に係る不開示部分の

開示を求める。

(平成30年10月8日付けで提出された資料については省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- (1) 審査請求人は、平成29年1月11日付けで、法3条の規定に基づき、処分庁に対し、「特定年度退職した特許庁職員の退職手当金額。個別に。(本人を特定できる退職手当金額以外の情報は必要なし。)」(以下「本件請求文書」という。)を対象とする行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書について不開示とする原処分を行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)2条の規定に基づき、平成29年2月22日付けで、処分庁に対して、原処分における不開示決定は不当であり、不開示とした部分の開示を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、審査庁は同月24日付けでこれを受理した。
- (4) 本件審査請求を受け、審査庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、審査庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

本件審査請求人即ち開示請求者は、平成29年1月11日、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。本件開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には本件請求文書名が記載されている。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し処分庁は、平成29年2月10日付けで、本件対象文書を対象とする行政文書不開示決定(原処分)を行った。通知書において文書を不開示とした理由は、「本件請求の対象である特許庁職員の退職金額に相当するものとして、特定文書には退職手当の発令額や支給額が掲載されているが、これらの情報はいずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため(法5条1号)」である。

4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、原処分に対して、「特定の個人を識別することができないのに、どうして個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するのか、抽象的で具体性に乏しい。」、「特定の個人を識別することが

できないのであれば、開示請求に係るその部分だけでも開示すべきである。」、「請求人は開示請求書に『（本人を特定できる退職手当金額以外の情報は必要なし。）』と記載しており、法に基づく他省庁における同様の開示決定は、特定の個人を識別することができる情報は黒塗りし、退職手当の発令額や支給額は開示している。」、「同じ法に基づく開示請求の解釈が、省庁により抽象的で具体性に乏しい理由で非開示とされるのは、不当処分といわざるを得ない。」と主張している。

これに対して、以下のとおり検討する。

- (2) 処分庁が特定した本件対象文書においては、退職者の氏名、生年月日、年齢、入庁年月日、退職年月日、発令額、所得税、市町村民税（特別区民税）、都道府県民税及び支給額が記載されている。

一年度における退職者は限定的であり、一般に公表されている特許庁人事異動情報と照らし合わせることで、退職者を推認することが可能であるため、これを公にすることは、法5条1号の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

また、職員個人別の退職手当額は、個人のプライバシーに関する情報であり、当該個人の意思に基づくことなくしては他人に知られず、また、他人に知られたくない情報であるため、これを公にすることは、法5条1号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

加えて、法6条1号（原文ママ）の規定に基づき特定の個人を識別し得る部分を除き部分開示をした場合であっても、本件対象文書の記載の仕方等から、当該退職者及び退職手当額が特定されるおそれがある。退職者名及び退職手当額は、当該個人のプライバシーに関する情報であり、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。また、特定の者についての退職手当額は推認できないが、退職時の役職におけるおよその退職手当額が推認される可能性もあり、その場合においても、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。

よって、本件対象文書は、法5条1号の「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであって、審査請求人の主張は、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、本件審査請求については棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年9月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月20日 | 審議 |
| ④ 同年10月10日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑤ 同年11月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『退職者一覧』（特定年度）」である。

審査請求人は、原処分に係る行政文書開示請求書において、「特定年度退職した特許庁職員の退職手当金額。個別に。（本人を特定できる退職手当金額以外の情報は必要なし。）」と記載するとともに、審査請求書においても、他省庁は本件と同旨の開示請求に対して、当該年度に退職した各職員に係る個別の退職手当額を開示していると主張していることからすれば、審査請求人は、本件対象文書のうち、発令額が記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解される。

諮問庁は、本件対象文書が法5条1号に該当するとして、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、特許庁における特定年度の退職者一覧であり、発令日ごとに、各退職者の氏名、生年月日、年齢、入庁年月日、退職年月日、発令額、所得税、市町村民税（特別区民税）、都道府県民税及び支給額が記載されていることが認められる。

(2) 本件不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
ア 特定法人が発行し、当該法人のウェブサイトにも掲載されている特定刊行物の「人事異動」と題する欄には、「特許庁人事異動」として、特許庁の全職員の異動に係る発令日、職員の氏名、新所属及び役職並びに旧所属及び役職が掲載されている。

退職者についても、その氏名及び発令日とともに、新所属欄に「辞職」、旧所属欄に退職前の所属及び役職がそれぞれ掲載されている。

イ 仮に、本件不開示部分である発令額の欄を開示すると、これを特定刊行物に掲載されている退職者の氏名、発令日、人数及び旧所属の役職等と照らし合わせれば、個々の発令額が特定年度に退職したいずれの特定個人の発令額であるのかを推認することができるため、特定個

人を識別することが可能となる。

ウ したがって、処分庁において、本件不開示部分を不開示とする原処分を行った。

(3) 法5条1号該当性について

ア 本件対象文書には、上記(1)のとおり、特許庁における各退職者の氏名、生年月日、年齢等の個人に関する情報が記載されていることから、本件不開示部分を含め、各行ごとに一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ また、本件不開示部分は、公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、職務に関する情報ともいえないことから、法5条1号ただし書イ及びハのいずれにも該当しない。さらに、同号ただし書ロに該当する特段の事情が存するとも認められない。

ウ 次に、本件不開示部分における法6条2項の部分開示の可否について検討する。

諮問庁から、特定刊行物の提示を受けて確認したところ、その内容は、上記(2)アの諮問庁の説明のとおりであると認められ、本件不開示部分の記載方法からすれば、本件不開示部分以外を全て不開示としたとしても、本件不開示部分と特定刊行物に掲載されている人事異動情報等とを照らし合わせることにより、特定年度の特許庁の退職者個人に係る退職手当の発令額が推認できる旨の諮問庁の説明は首肯できる。

退職手当の発令額は、当該特定の個人の意思に基づくことなくしては他に知られず、また、一般的には他に知られたくない情報であるため、これを開示することとした場合、当該特定の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

エ したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年6か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、これらの部分を不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久